



家畜保健衛生所だより

R8.1.9

高病原性鳥インフルエンザに係る緊急消毒について ◆◇ 消石灰を配布します ◇◆

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザについては、令和7年10月22日に北海道で1例目が発生して以降、西日本を中心に1道1府7県で14事例の発生が確認されていましたが、1月9日に香川県東かがわ市の採卵鶏農場で疑い事例が確認されました。

死亡野鳥等から本ウイルスが検出されていない地域でも発生しており、いつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

このような状況を踏まえ、本病の発生予防を徹底するため、県内全ての100羽以上の家きんを飼育する農場を対象に、消毒用消石灰を配布しますので、必ず散布してください。鶏舎の周りは、あらゆる場所が汚染されているという意識を持って、最大限の警戒をお願いします。

【緊急消毒について】

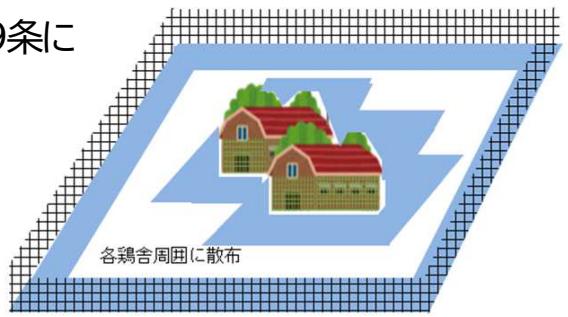
○令和8年1月13日付で家畜伝染病予防法第9条に基づく消毒命令発出の見込み

○消毒命令期間(見込)

令和8年1月17日～2月16日

○消毒方法:消石灰の農場内散布

鶏舎外縁部及び農場境界内縁部に、幅1mで消石灰を散布(20m²/1袋(20kg))



死亡羽数の増加等の異状が認められた際には、速やかに連絡をお願いします。

中予家畜保健衛生所 (東温市田窪743番地)

電話 089-990-1333 緊急連絡先(夜間・休日) 090-6282-6129

FAX 089-955-1234

メール chu-kachiku@pref.ehime.lg.jp